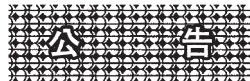


加える。

園芸畜産課



長野県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成21年1月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成21年1月8日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪茅野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市米沢字上ノ原5591番地先から	旧	4.0～14.0 m	1.0800 km
茅野市米沢字花房6643番の1地先まで		12.5～24.0	1.0555
同上	新	12.5～24.0	1.0555

道路管理課

選告示第1号

平成20年12月22日開催の長野県選挙管理委員会臨時会において、委員長に選任された者の住所及び氏名は、次のとおりです。

平成21年1月8日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

- 1 住所 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢469番地4
- 2 氏名 松葉邦男

選挙管理委員会

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月8日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品及び数量

長野県デジタルアーカイブ推進事業画像編集用パソコン及び周辺機器一式

- (2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成21年2月10日から平成26年2月9日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 借入場所

長野県情報統計課

- (5) 入札方法

1月当たりの額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幡下692-2

長野県企画部情報統計課

電話 026（235）7072

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年1月15日（木）午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎404号会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

情報統計課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年1月8日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成20年12月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信州伊那谷環境再生研究会

3 代表者の氏名

島田 洋治

4 主たる事務所の所在地

飯田市白山通り一丁目249番地7 101号

5 定款に記載された目的

この法人は、自然環境の保全・復元・再生・創造および環境绿化に関する理念、理論ならびに手法の確立を目指し、そのための調査、研究、実践、啓発、教育活動を伊那谷（南信州）において地域市民に対して行い、人間と自然が共生した健全な郷土、社会を構築することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可しました。

平成21年1月8日

長野県知事 村井 仁

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

漁業権者の名称	漁業権者の住所	漁業権の免許番号
志賀高原漁業協同組合	下高井郡山ノ内町大字平穏841	内共第9号

2 変更の内容

志賀高原漁業協同組合遊漁規則

第5条の表中

「 雜魚川の全支流（満水川と外川を除く）及び雑魚川と小雑魚川の合流点より雑魚川の上流全域」

を

「

(1) 雜魚川の全支流（満水川と外川を除く）及び雑魚川と小雑魚川の合流点より雑魚川の上流全域
(2) 県道奥志賀高原線カヤの平橋より上流の満水川本支流

に改める。

3 変更後の遊漁規則の施行日

平成20年12月26日

園芸畜産課

公告

県営高山地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成21年1月8日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営高山地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成21年1月9日から平成21年2月6日まで

3 縦覧の場所

上高井郡高山村役場

農地整備課

公告

平成20年12月24日、中野市南部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成21年1月8日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成21年1月8日

長野県知事 村井 仁

1 都市計画の種類及び名称

中野都市計画道路 3・5・5号相生町線

2 都市計画を定める土地の区域

中野市諏訪町、中央四丁目、中央三丁目、西二丁目、大字中野字西屋敷、字西浦、大字吉田字中川原、字柿ノ木、字大塚、字北川原、字新井境、大字新井字吉田境、字宮前、字宮廻、字大道下、字若宮境、大字若宮字新井境、字大川南添、字大川北添、字中道添、字田麦道南添、字田麦道北添、字宮下堰添、字金井境、大字金井字西河原、字中島、字河島、字鍛冶下の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市計画課、長野県中野建設事務所、中野市役所

4 縦覧期間

自 平成21年1月8日

至 平成21年1月22日

都市計画課

公告

長野県中信平左岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成21年1月8日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

理 事

新 任

氏 名	住 所
松 田 久	安曇野市三郷小倉523番地
中 島 信 男	安曇野市三郷温2470番地
竹 岡 日 和	安曇野市三郷温7300番地
齋 藤 彰 久	安曇野市堀金鳥川5699番地1
鹿 川 傳	安曇野市堀金三田3244番地
望 月 重 男	安曇野市穂高柏原2916番地
青 柳 秀 和	安曇野市穂高6591番地

重 任

氏 名	住 所
丸 山 嘉 夫	松本市梓川梓6812番地3
倉 田 勝 功	松本市梓川梓835番地
鰐 川 尚 則	松本市梓川梓2778番地1
中 澤 信 夫	松本市梓川倭652番地
中 田 平 男	安曇野市三郷小倉3522番地1
二 木 清 一	安曇野市三郷明盛4938番地
北 林 光 司	安曇野市堀金鳥川1131番地
勝 野 利 勉	安曇野市穂高有明7660番地2

退 任

氏 名	住 所
柳 澤 弘 久	安曇野市三郷温7287番地
中 田 栄	安曇野市三郷小倉6463番地2
竹 下 忠	安曇野市三郷小倉5322番地13
三 沢 正 善	安曇野市堀金三田2644番地
尾 日 向 重 隆	安曇野市堀金鳥川1545番地2
等々力 満	安曇野市穂高6514番地
奥 原 泉	安曇野市穂高柏原3963番地1

監 事

新 任

氏 名	住 所
三 宅 家 里	松本市梓川上野2217番地
降 旗 政 人	安曇野市三郷温768番地1

重 任

氏 名	住 所
召 田 倭 伯	安曇野市穂高牧2298番地1

退 任

氏 名	住 所
丸 山 成 治	松本市梓川梓4262番地
中 島 信 男	安曇野市三郷温2470番地

農地整備課

公告

長野県梓川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成21年1月8日

長野県松本地方事務所長 鎌田 泰太郎

理 事

新 任

氏 名	住 所
小 原 克 一	松本市島内4459番地

退 任

氏 名	住 所
船 坂 昭 司	松本市島内1826番地

農地整備課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成21年1月8日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
交通誘導警備業務（2級）	平成21年4月5日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

- 2 検定の方法
学科試験及び実技試験
3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
交通誘導警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	車両等の誘導に関すること。 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(エ) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成21年2月9日（月）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成21年2月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル

の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万4,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、松本市旭2丁目4番16号藤原英夫から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成21年1月8日

長野県監査委員 東 方 久 男
同 宮 澤 宗 弘
同 柿 沼 美 幸

20監査第41号

平成20年（2008年）12月24日

（請求人） 様

長野県監査委員 東 方 久 男
同 宮 澤 宗 弘
同 柿 沼 美 幸

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について

（通知）

平成20年10月31日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

（別紙）

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

松本市旭2丁目4番16号 藤原英夫

2 請求書の提出

平成20年10月22日付けの長野県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）は、同月27日に郵送により提出され、同日付けでこれを受け付けた。

3 請求の内容

(1) 監査請求の内容

ア 長野県監査委員は、地方自治法第242条第1項に則って、長野県知事に対して、会計検査院より指摘された金額、51,242,908円を、直ちに政府の国庫へ返還するよう勧告せよ。

イ 監査委員は、以上の会計検査院による会計実地検査の結果に併せ、長野県監査制度独自の調査権限行使して、村井仁知事が、会計検査院より指摘された補助金の51,242,908円を国庫へ返還するために、補助金事業の所管部局職員ら、支給者ないし受給者に対して、損害賠償請求権等行使するよう勧告せよ。

(2) 添付資料（事実証明書）

ア プレスリリース「会計検査院の長野県における実地検査について」

イ プレスリリース「会計検査院の長野県における実地検査の追加資料について」

ウ 会計検査院実地検査に関する新聞記事 1件

(3) 事実を証する書面の追加提出

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定により添付を義務付けられている事実を証する書面は、請求書に添付された上記(2)のほか、平成20年11月12日に、「会計検査院報告等に関する新聞記事2件」「会計検査院検査報告のうち12道府県の不正経理についての概要」が追加提出され、これを受理した。

4 監査委員の除斥

本件監査にあたり、高見澤監査委員は、自治法第199条の2の規定により除斥された。

5 請求の要件審査

本件措置請求の要件審査を行った。

(1) 請求の期限

自治法第242条第2項は、同条第1項に規定する財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、監査請求をすることができないと規定している。本件措置請求は平成20年10月27日になされており、平成19年10月26日以前の支出は当該行為のあった日から1年を経過しているが、今回、会計検査院で指摘された内容について、需用費は県の支出証拠書と業者の台帳を照合して初めて明らかになったこと。また、旅費及び賃金については、その支出財源として国庫補助金が使用されているか知ることは困難である。

したがって、今回、請求人が違法、不正としている会計検査院が指摘した支出については、県が平成20年10月20日及び同年10月22日にプレスリリースを行うまで、相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的みて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつたと判断される。よって、本件措置請求が支出のあった日から1年を経過したことには、正当な理由があると認められる。また、県のプレスリリースがなされてから1週間後には措置請求していることから、相当な期間内に請求がなされたものと認められる。

(2) 請求対象の特定

措置請求の対象について、財務会計上の行為が個々具体的に摘要されていないが、請求人が措置対象とした会計検査院が摘要した平成14年度から平成18年度までのものについて、

県は自らプレスリリースしており、監査委員として特定の行為であると認識できるものである。よって、本件措置請求は、請求対象の特定に欠けるところはないと認められる。

(3) 審査結果

以上のことなどから、会計検査院から指摘された、環境部、農政部、林務部、建設部に係る平成14年度から平成18年度までの補助金51,242,908円の支出について、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年10月31日、措置請求を受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6号の規定に基づき、平成20年11月14日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人から陳述の陳述の聴取をした。

(1) 証拠書の提出

ア 公文書公開決定等期間延長通知書（写）

イ 会計検査院実地検査に関する新聞記事17件

(2) 陳述

請求人から、措置請求内容の補足説明があった。

2 監査対象事項

上記の「第1監査の請求 5 請求の要件審査 (3) 審査結果」から、監査委員は、会計検査院より指摘された補助金51,242,908円を監査の対象として特定した。

3 監査対象機関

環境部、農政部、林務部、建設部の本庁及び現地機関を監査対象機関とした。

4 監査対象機関の監査

監査対象機関とした環境部、農政部、林務部、建設部から平成20年12月5日までに措置請求書に対する意見書が提出された。

また、監査対象機関に現地機関も含まれるが、国庫補助事業の国との折衝や現地機関への予算の再配当執行権等を有し、総括的な役割を果たしている各部の主管課長である環境政策課長、農業政策課長、林業政策課長及び建設政策課長に対して、自治法第242条第4項の規定により、平成20年12月11日に面接調査するなど調査を実施した。

第3 監査委員の判断

本請求についての監査の結果は、合議により次のように決定した。

1 国庫への返還を求める件について

(1) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（以下「適正化法」という。）第11条において、「補助事業者等は、（中略）善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない」と定めている。国土交通省、農林水産省及び林野庁が作成する補助事業の事務費等の取扱い通知において、事務費の使途は事業に直接関係するものとされており、その個々の内容が補助目的に合致するかどうかの判断は、補助事業所管省庁である国土交通省、農林水産省及び林野庁の裁量に委ねられている。

(2) 適正化法第17条第1項において、「各省各庁の長は、補助事業者等が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反

したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」とされ、また、同法第18条第1項において、「各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命じなければならない。」としている。今回の会計検査院の指摘を受け、国土交通省、農林水産省及び林野庁が補助金の一部取消しを行った場合、取消しに係る補助金額の確定及び県が返還すべき金額の確定は、取消権者である国土交通省、農林水産省及び林野庁の明確な意思表示がなされなければ明らかとはならない。したがって、国庫補助金の返還額及び返還期限は、交付行政庁である国土交通省、農林水産省及び林野庁が定めるものであり、監査委員はこのことについて異論をはさむ余地はない。

2 損害賠償請求権等を行使する件について

上記1のとおり国庫補助金の使途、返還額等の確定は国の裁量によるものである。監査対象機関に対する監査を実施した結果、現在、会計検査院から指摘された内容の疑義について関係省庁と協議中であることや返還額が確定するまでには相当程度の期間を要することが明らかになった。したがって、返還額が確定していない状況においては損害賠償請求権の行使について検討すべき原因が未だ不確定であると考えざるを得ず、監査委員として判断することはできない。

以上のことから、本件請求は住民監査請求の要件を具备しておらず、適法な請求と認められないものと判断する。

第4 要望

会計検査院から補助金の目的外用途への使用及び不適正な経理処理があったと指摘されたことは遺憾である。県は、会計検査院の指摘を真摯に受け止め、このようなことが再発しないよう努められたい。

なお、返還額について関係省庁と協議中であることが明らかになったが、早期に返還額を確定するよう努め、その結果を県民に公表されたい。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月8日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長
倉 島 明 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成21年度特会千曲川流域下水道事業汚泥処分業務委託（長野市赤沼・真島1-(3))

加湿灰1,395トン（予定期量）

(2) 役務の特質

下水汚泥（加湿灰）のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 下水汚泥発生場所

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

長野市大字赤沼字中高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物の処分の業（焼却・焼成）の許可を受けた者であること。

(5) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成21年1月8日から平成21年1月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026（224）3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年2月3日（火）午後2時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成21年2月2日（月）午後5時（必着）

イ 場所 郵便番号 380-0917

長野市大字稻葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記2の(4)の資格を有す

ることを証する書類その他入札説明書に定める書類を同入札説明書に定められた期限までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月8日

長野県伊那教育事務所長 宮木由博

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

教職員伊那みすず寮外壁修繕工事

3 工事箇所名

伊那市上の原8431番地3 教職員伊那みすず寮

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されている者であること。

イ 資格総合点数が746点以下の者であること。

ウ 上伊那地方事務所管内に本店を有している者であること。

5 工期

着手日から約50日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成21年1月8日（木）から平成21年1月20日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

伊那市荒井3497番地 長野県伊那合同庁舎

長野県伊那教育事務所 総務課

電話 0265（76）6858

8 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年1月21日（水）午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 503号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成21年1月16日（金）までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

保健厚生課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年1月8日

長野県辰野高等学校長 上島清文

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

辰野高等学校 第一グランド防球ネット設置工事

3 工事箇所名

長野県辰野高等学校

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア とび・土工・コンクリート工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 上伊那地方事務所管内に本支店又は営業所を有していること。

5 工期

着手日から約50日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成21年1月8日（木）から平成21年1月20日（火）まで次の場所において縦覧に供します。

上伊那郡辰野町大字伊那富3644-2

長野県辰野高等学校

電話 0266（41）0770

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年1月20日（火）午前11時

イ 場所 長野県辰野高等学校 会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有す

ることを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成21年1月15日（木）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課

正 誤

平成20年11月20日付け長野県告示第618号「家畜伝染病予防法第5条第1項の規定による検査の実施の告示の一部を改正する告示」中

ページ	行（箇所）	誤	正
2	右側10	1,000羽以上	1,000羽

園芸畜産課